総行選第108号 平成25年12月11日

各都道府県知事 各都道府県議会議長 殿 各都道府県選挙管理委員会委員長

総務大臣

公職選挙法の一部を改正する法律の施行について(通知)

第185回国会において成立をみた公職選挙法の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)は、平成25年法律第93号をもって、本日公布されました。

今回の公職選挙法の改正は、都道府県の議会の議員の選挙区について、郡の存在意義が大きく変質している現状等に鑑み、一定の要件の下で、市町村を単位として条例で選挙区を定めることができるようにするとともに、指定都市の区域においては、二以上の区域に分けた区域を選挙区の単位とすることを目的として行われたものであり、改正法は、平成27年3月1日から施行することとされました。

貴職におかれましては、下記事項に御留意の上、その運用に遺憾のないよう、格別の配慮をされるとともに、貴都道府県内の市町村に対しても今回の施行に係る改正法の趣旨の周知徹底をお願いします。

なお、改正法の施行に伴い、公職選挙法施行令についても所要の改正を行うことと しており、その内容については、別途通知する予定です。

記

第1 都道府県の議会の議員の選挙区に関する事項

1 都道府県の議会の議員の選挙区は、一の市の区域、一の市の区域と隣接する町村の区域を合わせた区域又は隣接する町村の区域を合わせた区域のいずれかによることを基本とし、条例で定めるものとされたこと(改正法による改正後の公職

選挙法(以下「法」という。)第15条第1項関係)。

- 2 1の選挙区は、その人口が当該都道府県の人口を当該都道府県の議会の議員の 定数をもって除して得た数(以下「議員一人当たりの人口」という。)の半数以 上にしなければならないものとされたこと。この場合において、一の市の区域の 人口が議員一人当たりの人口の半数に達しないときは、隣接する他の市町村の区 域と合わせて一選挙区を設けるものとされたこと(法第15条第2項関係)。
- 3 一の市の区域の人口が議員一人当たりの人口の半数以上であっても議員一人当たりの人口に達しないときは、隣接する他の市町村の区域と合わせて一選挙区を設けることができるものとされたこと(法第15条第3項関係)。

なお、1から3までの場合における「隣接する」とは、選挙区内の市町村が、 市町村自体が飛地となっている場合を除き、飛地になることなくひとまとまりに なっていることを意味するものであり、全ての市町村が互いに接し合っているこ とまでは必要としないものであること。

- 4 一の町村の区域の人口が議員一人当たりの人口の半数以上であるときは、当該町村の区域をもって一選挙区とすることができるものとされたこと(法第15条第4項関係)。
- 5 指定都市に対し1から3までの規定を適用する場合における市の区域(市町村の区域に係るものを含む。)は、当該指定都市の区域を二以上の区域に分けた区域とするものとされたこと。この場合において、当該指定都市の区域を分けるに当たっては、当該指定都市の区域が二以上の衆議院(小選挙区選出)議員の選挙区に属する区域に分かれている場合を除き、区の区域を分割しないものとされたこと(法第15条第9項関係)。
- 6 その他所要の規定の整備がされたこと。

第2 他法の改正に関する事項

今回の改正に伴い、市町村の合併の特例に関する法律(平成16年法律第59 号)について所要の規定の整備がされたこと(改正法附則第5条関係)。

第3 施行期日及び適用区分に関する事項

1 改正法は、平成27年3月1日(以下「施行日」という。)から施行するものとされたこと(改正法附則第1条関係)。

なお、第1の1により、都道府県の議会の議員の選挙区は条例で定めるものと されたことから、施行日の前日までに、全ての選挙区(名称及び区域)及び各選 挙区において選挙すべき議員の数を条例で規定しておく必要があること。

2 改正法の規定は、施行日以後初めてその期日を告示される都道府県の議会の議員の一般選挙から適用し、施行日以後初めてその期日を告示される都道府県の議会の議員の一般選挙の告示の日の前日までにその期日を告示される選挙については、なお従前の例によるものとされたこと(改正法附則第2条関係)。

第4 経過措置に関する事項

第1の1にかかわらず、施行日の前日における都道府県の議会の議員の選挙区で隣接していない町村の区域を含むものがあるときは、当該選挙区の区域をもって、一の選挙区とすることができるものとされたこと。ただし、当該選挙区に係る区域の変更が行われた場合は、この限りでないものとされたこと(改正法附則第3条関係)。

第5 検討に関する事項

都道府県の議会の議員の選挙区の在り方については、この法律の施行後の状況 を勘案し、地域の実情や都道府県の自主性に配慮する観点から必要な検討が加え られるものとされたこと(改正法附則第4条関係)。